

日本共産党平塚市議会議員団  
電話0463-23-1111 (内線2375)  
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1373 2016年9月18日号

日本共産党平塚市議会議員団  
団長 高山和義  
電話・FAX 31-4638  
k.takayama@mb.scn-net.ne.jp  
松本敏子  
電話・FAX 59-4607  
mail@matsumoto-toshiko.jp  
渡辺敏光  
電話・FAX 31-6431  
w.toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談  
次回は10月20日(木)  
午後4時~6時(要予約)

## 平塚市議会9月定例会の報告から 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例

消防法で設置しなければならない設備

○「屋内消火栓設備」 ○「スプリンクラー」 ○「自動火災報知設備」

—改善されない場合、市のホームページで公表も—

火災予防条例は、防火対象物や危険物製造所等の複雑化や大型化をもたらしています。消防では、災害から住民を守るため、建物等の火災予防査察を周期的に実施。火災予防上、必要があると認められる場合は、防火対象物及び危険物製造所等の関係者に対し、改善指導を行っています。

\*防火対象物とは—

映画館や飲食手病院・診療所、学校など、特定、不特定の人が集まる建築物で、40施設、市内に7529所。

危険物製造所等とは—

屋内貯蔵書、地下タンク貯蔵所など12区分で市内957所あります。

9月議会に、この平塚市火災予防条例の改正案が提出されました。

ポイントは、消防機関が改善の命令を行った場合、違反対象物への命令内容の公示が義務付けられていますが、公示に至るまでの間、建物の危険性についての情報が、利用者に提供されない状況があります。

その情報を提供するために、法令違反内容を市のホームページで公表でき

るようにするというものです。

以下は共産党市議団の総括質問な中での、この改正についての質疑のポイントです(質問者は渡辺議員)。

(以下本会議の中での質疑から)

【Q】 どういう状況があり、公表する改正になったのか

【A】 (消防長) H24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や、H25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホームで火災が発生し、大きな被害がでた。

重大な消防法令違反がある防火対象物で火災が発生した場合、人命に多大な被害がでる恐れがある。

このような違反対象物に対して、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合、命令内容を公示することになるが、公示に至るまでの期間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にある。

今回の改正で、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるようにその法令違反内容を公表する。

そのことで、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者に対し法令に定められた消防用設備等の設置を促進させることになった。

【Q】 どのような法令違反が公表対象になるのか

【A】 (消防長) 消防法第17条第1項の規定に基づく、政令で定める技術上の基準に従って設置しなければならない「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー」、「自動火災報知設備」。

設置義務があるにもかかわらず、当該設備を構成する機器等が一切設置されていない防火対象物が公表の対象。

【Q】 公表するときは、「その旨を通知する」としているが、事前通知は何のためなのか

【A】 (消防長) 違反対象物の公表は、市のホームページに掲載する。防火対象物の関係者に、火災予防の重要性を認識していただき、必要となる消防用設備の設置にむけ、早急に行動を起こしてもらうことを目的に、事前に通知する。

【Q】 是正されなかった場合の対応は

【A】 (消防長) 公表した後、一定の期間が経過しても改善されなかったり、改善計画書の提出が無かった場合には、再度立入検査を行い、指導していく。

不備事項を是正するには、多大な費用を要するため、関係者の理解を得ることが重要。

設備の重要性等について粘り強く説明し、設置の指導に努める。

(裏面に続く)

(質疑から考える)

今回の条例改正は、火災等の災害から市民の生命・財産を守る上で、法令違反対象物を早急に改善することは必要である。

答弁では、「多大な費用を要するため、関係者の理解を得ることが重要」とあった。

費用では、自動火災報知設備でもおよそ150万円、またそれ以上とも言われている。

消防担当部所も、粘り強く働きかけをしているが、事業者によっては費用の面から困難なケースもあるという。

法令違反で「告発も」、という答弁もされたが、費用的な面からなら、市民の安全を守るために、行政としてなんらかの助成等の制度も検討も必要では、と質疑の中で感じた。

## 消防関係資料

# <救急活動状況・救急事故種別>

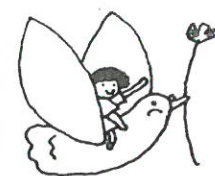
		合計	火災	交通事故	自然災害	水難事故	加害事故	急病	自損行為	一般負傷	労災	運動競技	その他
2015年	出場件数	13271件	40	1,283	40	19	80	8,696	167	1,912	112	169	793
	搬送人員	12491人	8	1,294	8	12	70	8,271	141	1,862	112	177	544
2014年	出場件数	13127件	62	1,337	0	10	104	8,590	142	1,918	68	129	767
	搬送人員	12345人	24	1,354	0	6	94	8,157	109	1,845	63	130	563
2013年	出場件数	13104件	58	1,452	1	15	101	8,574	208	1,774	91	164	666
	搬送人員	12469人	17	1,471	2	10	94	8,195	170	1,714	85	172	539
2012年	出場件数	12431件	50	1,482	0	12	96	8,104	184	1,624	97	148	634
	搬送人員	11910人	14	1,521	0	3	92	7,796	161	1,575	97	150	501
2011年	出場件数	12529件	80	1,554	12	8	124	7,971	216	1,627	85	151	701
	搬送人員	11912人	27	1,592	10	5	105	7,636	178	1,582	85	156	536
2010年	出場件数	12241件	67	1,664	2	22	135	7,695	205	1,525	84	151	691
	搬送人員	11585人	15	1,690	2	11	111	7,346	183	1,470	83	154	520

### 火災出場件数

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
80件	102件	80件	82件	65件	63件

### <2015年度火災発生状況・63件>

建物火災	47件	原因別	失火	26件
車両火災	8件		放火・含む疑い	19件
その他の火災	8件		その他	10件
			不明火	8件



### <ふるさと寄付金事業>

9月議会への補正予算案に「ふるさと寄付金事業」(新規)で6万5千円で計上されています。「選ばれるまち・住み続けるまち」への取組の一貫としてふるさと寄付金制度を導入する準備の費用としています。

いままでもふるさと納税制度として取り組まれてきています。

平塚市では、寄付いただいた方々に「どういう施策に使うか」を選択をしていただいていた。

### <ふるさと寄付金額と控除(他地域へ)>

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年
寄付額	25,470,615	30,109,790	19,716,892	15,032,905	133,768	8,280,000	1,076,865	5,585,000	
件数	6	3	3	5	3	9	12	13	
控除額		660,000	1,185,000	892,000	17,731,000	2,477,000	4,157,000	15,651,000	94,366,000
件数		29	52	52	1,555	155	209	774	2,312

寄付額と他地域への寄付額は下記のとおりです。

市の取組は、「平塚市の良さをアピールする」としています。

総括質問のテーマにもしていますので、後日報告します。